

4. トラブルとその対応事例

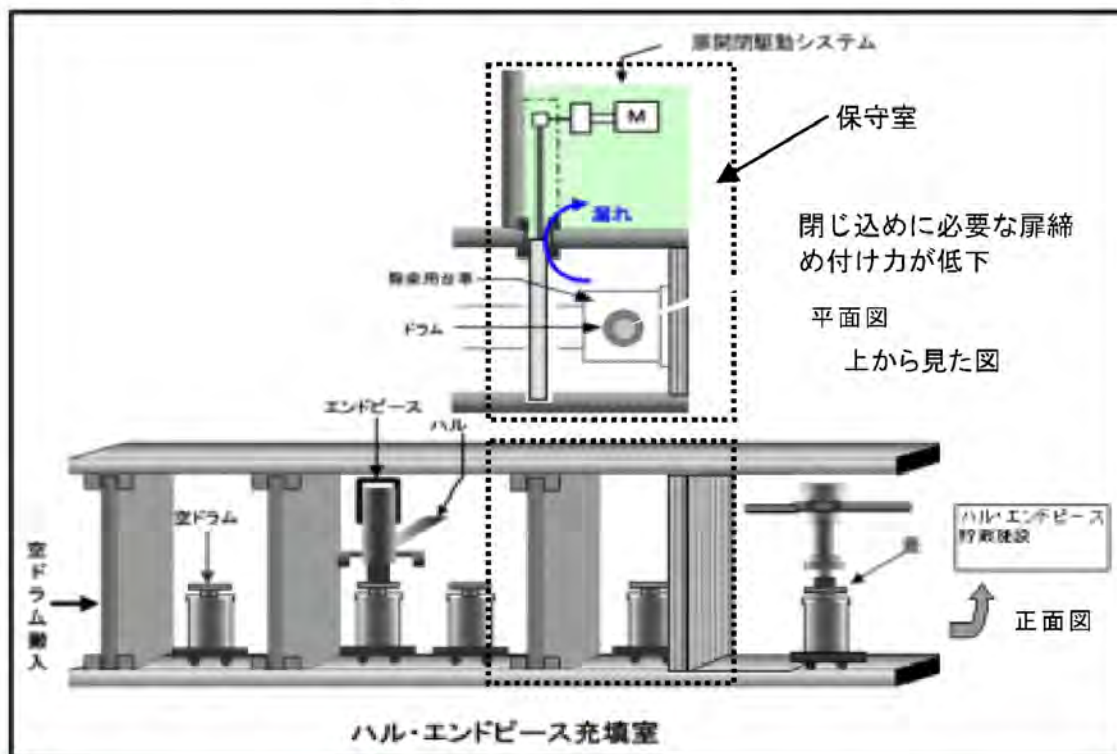
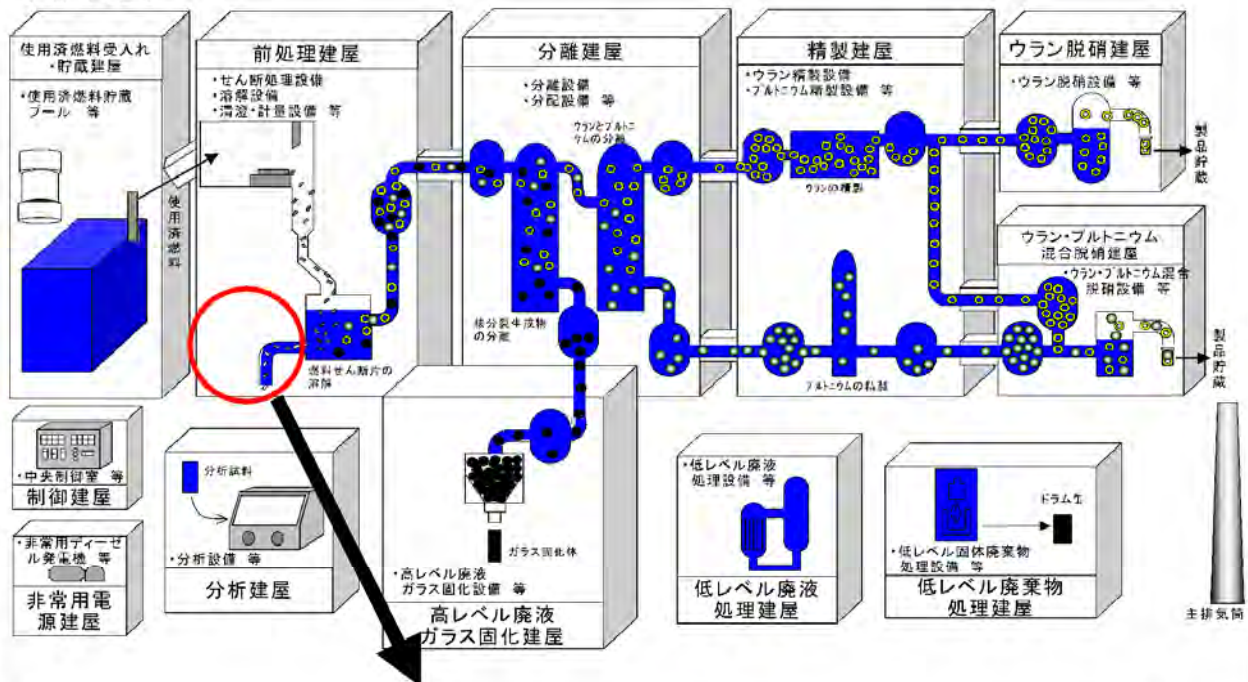
4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (f. 汚染)

6-01. ドラム除染室扉開閉用インフラートシールから保守室への汚染																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋：ドラム除染室入口扉															
(2)設備の概要		せん断、溶解工程で発生したハル（硝酸に溶解されずに残る金属片）、エンドピース（硝酸に溶解しない燃料集合体端末片）を廃棄物容器（ドラム）に詰め、貯蔵施設へ搬送する前に水でドラム表面を洗浄する設備。															
(3)発生の状況		ドラム搬送設備の運転中															
(4)概要		ドラム搬送設備の運転中、ドラム除染エリアの扉と扉枠との閉じ込めに必要な扉締め付け力が低下して扉を作動させる駆動システム側へ微量の放射性物質が漏えい。（α:3.7Bq/cm2、β:37Bq/cm2以下。簡易除染可能。）															
(5)原因		運転を継続する中で生じる設備の劣化。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する前処理建屋換気設備が稼働している建屋での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 ドラム除染室入口扉のインフラートシールのシール性が損なわれた場合、当該入口扉のシール圧力低下を検知し、自動的に洗浄運転が停止するため、これ以上象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 扉等の復旧作業にあたっては、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 ドラム搬送設備の停止に伴い、せん断機以降の工程の運転に影響が生じる。さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋下流に設置されている一時的な貯留槽(計量後中間貯槽)の残液量で運転継続の可否を判断する。															
対応の概要		1.インフラートシールの劣化による汚染であることを確認する。 2.保守室側に漏れた汚染を除去する。 3.定められた保守手順に従ってインフラートシールの交換を行う。 4.保守完了後、定められた操作手順に従い運転を再開する。															
公表区分		翌平日に公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

定められた作業手順に従い当該箇所を保守するとともに汚染エリアを除染

トラブル等に伴う設備への影響範囲

影響の範囲の設備を停止して復旧

